

お忘れではないですか？自動車は3月31日までに運輸支局へ登録を！

自動車税種別割は、毎年4月1日現在で運輸支局に登録された名義上の所有者(割賦販売による購入の場合は使用者)が5月末日までに納めることになっています。自動車を譲渡したり、廃車した場合には、必ず運輸支局で登録手続きをしましょう。

～自動車税種別割 トラブル防止3カ条～

◆その1 抹消等の手続きは3月31日までに運輸支局で行いましょう。

自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したりした時は必ず運輸支局で3月31日までに登録しましょう。3月31日までに登録手続きが終了しないと実際に使用をやめても、自動車税種別割が課税されます。

◆その2 転居したら車検証の住所変更を運輸支局でしましょう。

住民票を移しただけでは車検証の住所は一緒に変わりません。運輸支局に登録しましょう。

やむを得ず手続きができない時は、県中地方振興局県税部までご連絡をお願いします。

◆その3 納税証明書は車検証といっしょに大切に保管しましょう。

自動車の継続検査(車検)を受ける際には運輸支局で納税確認をしますので、自動車税種別割を納めた時に交付される領収証書と納税証明書は保管しましょう。

またリサイクル券も次回車検時、廃車時に必要となりますので、廃車時まで車検証と共に大切に保管するようにしてください。

※登録手続きを依頼した場合は、登録が済んでいることを依頼先に必ず確認しましょう。

問い合わせ先

◆自動車の登録について

- ☎ 東北運輸局福島運輸支局 ☎ 050-5540-2015
- ☎ いわき自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2016

◆自動車税種別割について

- ☎ 県中地方振興局県税部課税第二課 ☎ 024-935-1261



広報おのまちは



iOS用



android用



で配信中



マイ広報紙のQRコード